四　検体検査管理加算の施設基準

(1)　検体検査管理加算(I)の施設基準

イ　院内検査を行っている病院又は診療所であること。

ロ　当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　検体検査管理加算(II)の施設基準

イ　院内検査を行っている病院又は診療所であること。

ロ　当該保険医療機関内に臨床検査を担当する常勤の医師が配置されていること。

ハ　当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(3)　検体検査管理加算(III)の施設基準

イ　院内検査を行っている病院又は診療所であること。

ロ　当該保険医療機関内に臨床検査を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。

ハ　当該保険医療機関内に常勤の臨床検査技師が四名以上配置されていること。

ニ　当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(4)　検体検査管理加算(IV)の施設基準

イ　院内検査を行っている病院又は診療所であること。

ロ　当該保険医療機関内に臨床検査を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。

ハ　当該保険医療機関内に常勤の臨床検査技師が十名以上配置されていること。

ニ　当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

四の二　国際標準検査管理加算の施設基準

国際標準化機構が定めた臨床検査に関する国際規格に基づく技術能力の認定を受けている保険医療機関であること。

五　遺伝カウンセリング加算の施設基準

(1)　当該保険医療機関内に遺伝カウンセリングを要する治療に係る十分な経験を有する常勤の医師が配置されていること。

(2)　当該カウンセリングを受けた全ての患者又はその家族に対して、それぞれの患者が受けたカウンセリングの内容が文書により交付され、説明がなされていること。

六　心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算及び長期継続頭蓋内脳波検査の施設基準

(1)　当該検査を行うにつき十分な専用施設を有している病院であること。

(2)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。

(3)　緊急事態に対応するための体制その他当該療養につき必要な体制が整備されていること。

六の二　植込型心電図検査の施設基準

当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

六の三　時間内歩行試験の施設基準

(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。

(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

六の三の二　シャトルウォーキングテストの施設基準

(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。

(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

六の四　胎児心エコー法の施設基準

(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。

(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

六の五　ヘッドアップティルト試験の施設基準

(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。

(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

六の六　皮下連続式グルコース測定の施設基準

(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。

(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

六の七　人工膵臓検査の施設基準

(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。

(2)　緊急事態に対応するための体制その他当該療養につき必要な体制が整備されていること。

六の八　長期脳波ビデオ同時記録検査1の施設基準

(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。

(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(3)　てんかんに係る診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

七　光トポグラフィーの施設基準

(1)　抑うつ症状の鑑別診断の補助に使用する場合の診療料を算定するための施設基準

イ　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。

ロ　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　適合していない場合には所定点数の百分の八十に相当する点数により算定することとなる施設基準

イ　当該検査を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

ロ　イに掲げる検査機器での検査を目的とした別の保険医療機関からの依頼により検査を行った症例数が、当該検査機器の使用症例数の一定割合以上であること。

八　脳磁図の施設基準

(1)　当該検査を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

八の二　脳波検査判断料1の施設基準

てんかんに係る診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

八の三　脳波検査判断料の注3に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準

(1)　送信側

脳波検査の実施及び送受信を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

(2)　受信側

てんかんに係る診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

九　中枢神経磁気刺激による誘発筋電図の施設基準

(1)　当該検査を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

(2)　(1)に掲げる検査機器での検査を目的とした別の保険医療機関からの依頼により検査を行った症例数が、当該検査機器の使用症例数の一定割合以上であること。

十　神経学的検査の施設基準

(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。

(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

十の二　補聴器適合検査の施設基準

(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。

(2)　当該検査を行うにつき十分な装置・器具を有していること。